



相談情報

2011年1月

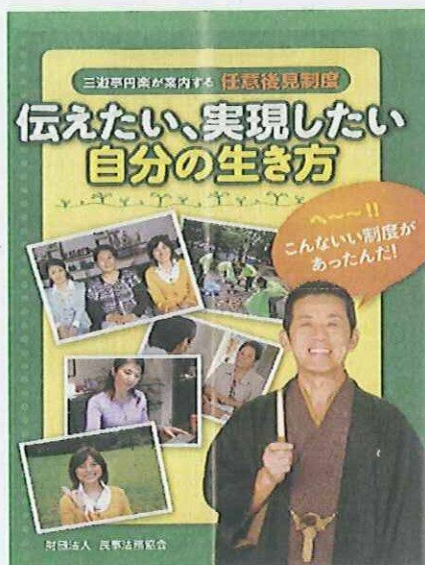
VOL. 146

発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
(山口県地域福祉権利擁護センター)

「成年後見制度」に関するテープ、DVDのご紹介

この度「伝えたい、実現したい 自分の生き方」という任意後見制度を案内するDVDが入りましたので、ご紹介します。

また、成年後見制度について、既に貸出をしているテープやDVDも併せてご紹介します。



◆伝えたい、実現したい 自分の生き方

内容：備えあれば憂いなし。超高齢社会の今、自分らしく生き生きとしたシニアライフを手に入れるために、「任意後見制度」を活用されてはいかがでしょうか。

- ・オープニング 安心への備え～任意後見制度
- ・任意後見制度の利用を考える
- ・任意後見人の選任
- ・任意後見人の仕事とその他の制度
- ・エンディング

時間：33分（平成22年9月作成）

企画・作成 財団法人 民事法務協会

(DVD No.1-53)

- ◆自分らしく生きる～成年後見制度～ (テープ No.1-54)
- ◆成年後見制度[それぞれの自立] 40分 (テープ No.1-55)
 - 第一話 成年後見制度とは
 - 第二話 任意後見制度
 - 第三話 法定後見制度
- ◆成年後見制度[それぞれの幸福] 48分 (テープ No.1-56)
- ◆成年後見物語 54分 (DVD No.1-51)
- ◆自分らしい明日のために 30分 (DVD No.1-52)

問い合わせ先：地域福祉権利擁護センター TEL083-922-1211

<相談事例>

Q1 父はずいぶん前に亡くなり、母は田舎で一人暮らしをしています。私は三人姉妹ですが、母は姉を溺愛しており、姉が成人してからもずいぶん金銭の援助をしていました。姉は結婚して娘が一人いましたが、何年か前に離婚して、一人で生活保護を受けて暮らしていました。昨年末、役場から姉が亡くなったこと、アパートの荷物がそのままであること、アパート代を滞納していること、他にも借金があるようなことなどの連絡がありました。私と妹は姉とは一切かわらずに生きてきましたし、今さらかわりたくありません。姉のことを連絡した姪も拘りたくないと言っています。こんな姉の借金を私たちは支払わなくてはならないのでしょうか。

A1 亡くなったお姉さんの借金について、相続人であるお姉さんの娘さんはかわりたくないと言うことはできません。借金を払わずにすむ方法として、相続放棄が考えられますが、そうすると、次はお母さんが相続人となります。関係者全員が放棄することで、借金を払わずにすみませんが、この放棄の手続きは、家庭裁判所で期限内（相続人になったことを知った日から3ヶ月以内）にしなくてはなりません。この放棄の手続きが済むまでにお姉さんの荷物を処分すると、お姉さんの財産（負債も含めて）を相続したとみなされますので処分しないようにしましょう。

Q2 父が住宅金融金庫からお金を借りて家を建てましたが、返済ができなくなり競売にかけられました。その残りの返済の督促が届いています。私は保証人にはなっていないとは思いますが、私が返済をしなくてはいけないのでしょうか。現在、父は特別養護老人ホームに入所しています。

A2 保証人になっていないのであれば、支払う義務はありません。しかし、お父さんが亡くなったときは、財産も負債も相続することになりますので、負債が大きければ3ヶ月以内に相続を放棄することが必要です。手始めは、お父さんが亡くなったときのことを考え、資産や負債を調べておくことが必要でしょう。保証人については、競売にかけられたときにあなたの名前が挙がっていなかったのなら、保証人にはなっていないと思われます。



地域福祉権利擁護ニュース

☆「成年後見制度普及啓発セミナー 成年後見制度の課題と展望」を開催します。

成年後見制度は、平成12年4月の制度施行から11年目を迎え、制度の利用は年々進んでいます。その一方で、成年後見制度には、申立時や審判がおりてから成年被後見人等が亡くなるまでの間に多くの問題があるのが現状です。

そこで、まず成年後見制度の基礎知識について学んだあと、現状の課題と展望についての理解を深めることを目的として、本研修会を開催します。

【日 時】平成23年2月28日（月）

【会 場】山口県社会福祉会館 4階 大ホール

【対 象】市町成年後見制度利用支援事業担当部署役職員、地域包括支援センター役職員、社会福祉協議会役職員、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、会議支援専門員、介護福祉士、成年後見を学ぶ学生、その他受講希望者

【定 員】60名

【参加費】無料

【申込締切】2月23日（水）

【研修プログラム】

10:20~10:50	受付
10:50~11:00	開会
11:00~12:00	講義①「成年後見制度の動向」 講 師 中山・石村法律事務所弁護士／山口県法人成年後見支援センター所長 中山 修身 氏
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~14:00	講義②「福祉と権利擁護」 講 師 山口県立大学社会福祉学部教授 田中 耕太郎 氏
14:00~14:20	休憩

14：20～16：20	<p>シンポジウム「成年後見制度の課題と展望」</p> <p>コーディネーター 中山・石村法律事務所弁護士／山口県法人成年後見支援センター所長 中山 修身 氏</p> <p>助言者 前山口家庭裁判所長（現：弁護士） 村岡 泰行 氏</p> <p>シンポジスト 山口県立大学社会福祉学部教授 田中 耕太郎 氏 山口大学大学院医学系研究科教授／山口県介護支援専門員協会顧問 山根 俊恵 氏 山口県社会福祉士会会長 伊藤 孝司 氏</p> <p>《テーマ》 医療行為の同意、身上監護、虐待、後見人の業務、複数後見 法人後見の意義、自治体・専門職・社協の役割など</p>
16：20～16：30	閉会

HPに開催要項、参加申込書を載せています。参加ご希望の方は、下記事務局までご連絡ください。
 《山口県社会福祉協議会HP (<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/>) → 福祉相談 → 地域福祉権利擁護事業 → 成年後見支援センター“らいびサポートやまくち” → 研究会のご案内》

＜お問い合わせ＞ 山口県地域福祉権利擁護センター
山口県法人成年後見支援センター
 (TEL) 083-924-2845 (FAX) 083-922-1295

法律・心理専門相談日

相談は無料です。お気軽にご利用ください。（平成23年）

	項目	相談日		時間		備考
2月	法律	8日(火)	22日(火)	10:00~12:00	予約制	面接のみ
	心理	3日(木)	17日(木)	15:00~17:00		面接・Tel
3月	法律	8日(火)	22日(火)	10:00~12:00	予約制	面接のみ
	心理	3日(木)	17日(木)	15:00~17:00		面接・Tel

☆ 認知症の相談は、

認知症コールセンター 083-924-2835 へ

◇ 専門相談(予約)についてのお問合せは・・・

午前 8時30分 から 午後 5時 まで

※ 平日のみの受付になります。

TEL 083(922)1211

FAX 083(922)1295

ホームページ <http://www.yamaguchikensyakyō.jp>

山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口市大手町9番6号

ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館1階